



# 5歳児健診について

お子さまの順調な成長につなげスムーズな就学を図りたいという願いから、串間市では、年中児を対象に5歳児健診を実施しています。

問/福祉事務所子ども家庭センター子育て支援係 ☎72-1123 (内線563)

## 【年中児】

食事・着替え・トイレなど、自分のことは自分でする力が身につき、また、一人遊びから集団遊びへと他者との関わりが広がりコミュニケーションに成長がみられる時期です。

こうした成長は3歳から5歳にかけて大きく変化していくものです。

今後、保護者の方へ向けて説明会を予定しております。あらためて園を通じて詳細をお知らせいたします。ご参加お待ちしております。

## 【5歳児健診とは?】

3歳児健診では気にならなかったことが、5歳児になって「難しいこと」や「気がかりに感じる」ことがあります。5歳児健診はお子さま本人の困り感がないかを確認し、保護者そして園の先生、お子さんを囲う大人たちが、お子さんの成長発達をじっくり見つける機会とする健診です。



## 子育て INFO

### 『子ども予防接種』

●麻しん風しん(MR)・おたふくかぜ2期・HPVワクチン・日本脳炎の個別通知を4月、5月にしております。母子健康手帳を確認の上、早めの接種をお願いいたします。

### ●5種混合ワクチン

5種混合ワクチンとは、4種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)にヒブワクチンを加えたものです。

- ・対象年齢：2カ月～7歳6カ月に至るまで
- ・対象者：基本的に4種混合、ヒブワクチンを1度も受けていない方

※4種混合、ヒブワクチンを1度も受けた方は、残りの必要回数も原則として4種混合、ヒブワクチンを接種してください。

### ●子宮頸がん予防(HPV)ワクチン

【定期接種対象者】小学校6年生～高校1年生

平成21年4月2日生から平成26年4月1日生までの女子

【キャッチアップ対象者】

平成9年4月2日生から平成21年4月1日生までの女子で、令和4～6年度間に1回以上接種した方

※令和7年度中(令和8年3月末)まで無料で接種できます。

## ハッピースマイル



橘 海玖くん(令和6年8月3日生)

橘 孝史・奈穂さんの長男(福島地区)

活発で元気いっぱいの海玖くん。大好きなセサミストリートに合わせて可愛く踊る姿に癒やされています。最近はバナナやヨーグルトもたくさん食べて食欲旺盛。これからはますます元気に育ってね。大きくなったら家族でアウトドアを楽しもうね。



子育て支援情報

# 児童手当の現況届について

児童手当の10月支給分(8月・9月分)以降の児童手当を受けるためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

現況届は1年に1回、提出時点の6月1日現在の状況を審査し、引き続き児童手当を受給する要件(児童の監督や保護など)を満たしているかどうかを確認するための大事な手続きです。提出がない場合は10月以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

ただし、現況届の提出が必要となるのは一部の方のみです。対象者には5月末～6月上旬に個別でお知らせを送付します。

また、第3子以降加算の該当状況が変わった方も、内容変更の手続きが必要です。(例：第3子以降の子どもが就労等の理由で加算対象から外れた場合など)

## ●提出が必要な対象者

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ②支給要件児童の戸籍がない人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ④第3子以降加算の算定対象となる大学生年代の子ども(※)で、学生でない子どもがいる場合
- ⑤その他、市区町村から提出の案内があった人

## ●手続きに必要なもの

- ①高校生年代までの児童と別居している場合  
⇒児童のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの(マイナンバーカード、マイナンバー(個人番号)の記載がある住民票など)
- ②大学生年代の子どもがいて、高校卒業までの児童と合わせて3人以上養育している場合  
⇒大学生年代の子どものマイナンバー(個人番号)が確認できるもの(マイナンバーカード、マイナンバー(個人番号)の記載がある住民票など)

## ●児童手当について

児童手当は、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健やかな成長に資することを目的としています。

### 1. 支給対象者

高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

### 2. 支給額

児童の年齢	第1・2子	第3子以降
3歳未満	1万5,000円	3万円
3歳～高校生	1万円	

## 3. 算定児童(※)

算定児童：18歳～22歳(大学生年代：平成15年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれ)の児童

※大学生年代の子どもがいて、高校生年代までの児童と合わせて3人以上養育している世帯については、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。大学生年代の子どものマイナンバー(個人番号)も必要です。

21歳、16歳、11歳の3人の児童を養育している方の場合		
児童年齢	算定	支給金額
21歳	第1子	1万円
16歳	第2子	
11歳	第3子	3万円

◇算定例◇

23歳、16歳、11歳の3人の児童を養育している方の場合		
児童年齢	算定	支給金額
23歳		1万円
16歳	第1子	
11歳	第2子	1万円

◇算定例◇

## 4. 支給時期

原則として、毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例)6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。



問/福祉事務所子ども家庭センター子ども政策係 ☎72-1123 (内線506・507)